

2021年度 後援会定期総会

日 時（書面審議期間） 2021年5月24日（月）～6月4日（金）

議 事

- (1) 2020年度事業報告の件
- (2) 2020年度収支決算報告及び監査報告の件
- (3) 後援会会則の一部改正（案）の件
- (4) 2021年度役員選出（案）の件
- (5) 2021年度事業計画（案）の件
- (6) 2021年度収支予算（案）の件
- (7) その他 2021年度 後援会会議・行事日程（案）の件

相 模 女 子 大 学
相模女子大学短期大学部 後援会

目 次

1. 2020年度事業報告	1
2. 2020年度収支決算報告及び監査報告	5
3. 2021年度事業計画（案）	7
4. 2021年度収支予算（案）	8
5. 後援会会則	9

2020年度 事業報告

1. 会議等

(1) 定期総会

2020年6月13日(土)に開催予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。そのため、常任理事会(書面審議:2020年8月13日承認)及び理事会(2020年9月20日承認)で承認された議案について、2020年10月に刊行した後援会会報51号での報告をもって、総会での決議として扱った。

(2) 役員会等

①2019年度会計監査を、感染防止対策をとり2020年5月22日(土)、相模女子大学マーガレット本館会議室1にて行った。

ア. 出席者 役員 2名

②2019年度常任理事会を、2020年6月15日(月)より書面形式にて開催し、8月13日(木)に以下の議案が承認された。

- ア. 議 事
- a. 2019年度 事業報告の件
 - b. 2019年度 収支決算報告及び監査報告の件
 - c. 2020年度 役員改選の件
 - d. 2020年度 事業計画(案)の件
 - e. 2020年度 収支予算書(案)の件
 - f. 総会の事後承諾の取り扱いの件
 - g. その他 2020年度後援会会議・行事日程(案)について

③2019年度理事会を、2020年8月15日(土)より書面形式にて開催し、9月20日(日)に以下の議案が承認された。

- ア. 議 事
- a. 2019年度 事業報告の件
 - b. 2019年度 収支決算報告及び監査報告の件
 - c. 2020年度 役員改選の件
 - d. 2020年度 事業計画(案)の件
 - e. 2020年度 収支予算書(案)の件
 - f. 総会の事後承諾の取り扱いの件
 - g. その他 2020年度後援会会議・行事日程(案)について

④2020年度常任理事会を、2020年9月26日(土)9時30分から10時28分まで、マーガレットホール4階ガーデンホールにて開催した。

ア. 出席者 役員 3名 顧問(大学) 3名

- イ. 議 事
- a. 今年度の後援会活動について(経緯説明)
 - b. 就職に関する懇談会について
 - c. 卒業記念品について
 - d. 防災用品について
 - e. その他
 - (1) 2020年度後援会会議日程及び行事日程について
 - (2) 春学期卒業学生へのプレゼントについて
 - (3) 退任役員への謝礼について

(4) 予備費の執行について

⑤2020年度理事会を、2020年9月26日(土)10時35分から12時25分まで、マーガレットホール4階ガーデンホールにて開催した。

- ア. 出席者 役員11名 顧問(大学)6名
- イ. 議 事
- a. 今年度の後援会活動について(経緯説明)
 - b. 就職に関する懇談会について
 - c. 卒業記念品について
 - d. 防災用品について
 - e. その他
 - (1) 2020年度後援会会議日程及び行事日程について
 - (2) 春学期卒業学生へのプレゼントについて
 - (3) 退任役員への謝礼について
 - (4) 予備費の執行について

⑥2020年度常任理事会を、2021年3月20日(土)より書面形式にて開催し、3月24日(水)に以下の議案が承認された。

- ア. 議 事
- a. 2020年度 事業報告(案)について
 - b. 2020年度 予算執行状況について
 - c. 2021年度 後援会行事日程(案)について
 - d. 2021年度 後援会総会の開催形式について
 - e. 2021年度 後援会教育懇談会の開催形式について
 - f. 2021年度 後援会就職懇談会の開催形式について
 - g. 後援会給付奨学制度の見直しについて
 - h. 後援会ホームページのリニューアルについて
 - i. コロナ禍におけるキャリアカウンセラーの拡充について
 - j. 新たな支援事業について
 - k. 後援会事務の運営委託について
 - l. 2021年度 事業計画(案)について
 - m. 2021年度 概算予算(案)について
 - n. その他
 - (1) 2020年度 後援会就職懇談会の開催結果について
 - (2) 後援会会則の見直しについて
 - (3) 今後5年間の後援会予算シミュレーションについて
 - (4) 2021年度 新役員の募集状況及び役員改選について

⑦2020年度理事会を、2021年3月25日(木)より書面形式にて開催し、3月31日(水)に以下の議案が承認された。

- ア. 議 事
- a. 2020年度 事業報告(案)について
 - b. 2020年度 予算執行状況について
 - c. 2021年度 後援会行事日程(案)について
 - d. 2021年度 後援会総会の開催形式について
 - e. 2021年度 後援会教育懇談会の開催形式について
 - f. 2021年度 後援会就職懇談会の開催形式について
 - g. 後援会給付奨学制度の見直しについて

- h. 後援会ホームページのリニューアルについて
- i. コロナ禍におけるキャリアカウンセラーの拡充について
- j. 新たな支援事業について
- k. 後援会事務の運営委託について
- l. 2021年度 事業計画（案）について
- m. 2021年度 概算予算（案）について
- n. その他
 - (1) 2020年度 後援会就職懇談会の開催結果について
 - (2) 後援会会則の見直しについて
 - (3) 今後5年間の後援会予算シミュレーションについて
 - (4) 2021年度 新役員の募集状況及び役員改選について

(3) 就職に関する懇談会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面形式での開催を中止し、オンラインにて開催した。

ア. 動画配信期間 2020年12月7日（月）12：00～2021年1月11日（月）23：59

イ. 配信内容

a. 学長メッセージ

相模女子大学・相模女子大学短期大学部 風間 誠史 学長

b. 講演「保護者向け就職ガイダンス～就職環境と保護者の役割～」(約50分)

講師 株式会社マイナビ 副編集長 三浦 恵美 氏

c. 内定獲得者へのインタビュー (約65分)

話し手	英語文化コミュニケーション学科	4年	横澤 実季	さん
	生活デザイン学科	4年	塩塚 みのり	さん
	管理栄養学科	4年	紺野 彩香	さん

聞き手 夢をかなえるセンター 武石 聡子 就職支援課長

d. 報告「本学の就職状況および就職支援課の取り組み」(約35分)

報告者 夢をかなえるセンター 武石 聡子 就職支援課長

2. 相模女子大学・相模女子大学短期大学部に対する援助

(1) 教育研究活動の充実を図る。

後援会図書購入助成費取扱要項に基づき電子書籍を購入した。さらに、学外から電子書籍やデータベースを閲覧できるシステム「EZproxy」を附属図書館に導入した。

(2) 学生の福利厚生の充実を図る。

- ① 学生のクラス会開催について、36件のクラスに経費の一部を助成した。
- ② 卒業生記念品として、本学の校章の入った「袱紗」を贈った。
- ③ 新型コロナウイルスの影響で中止となった卒業記念パーティに代わり、卒業生全員に紅茶の詰合せを贈った。

(3) 学生の課外活動の充実と活性化を図る。

- ① クラブ・委員会活動に必要な用品の購入経費の一部を助成した。
- 吹奏楽部 計1団体

(4) 学生の課外活動における顕著な活動を顕彰する。

課外活動の分野で顕著な活躍をした個人3名と団体4件が課外活動奨励賞を受けたことに対し

て、後援会より副賞を授与した。

(5) 学生の就職活動を支援する。

就職に関する各種講座やイベントの経費の一部を助成した。

Zoom を活用した就職セミナー
SPI 模擬試験・試験解説講座
保護者版就職ガイドブック 等

3. 地域連携助成費

新型コロナウイルスの影響により、連携している地域への訪問ができなかったため、未執行となった。

4. 刊行物について

2020 年 10 月に会報 51 号、2021 年 3 月に会報 52 号を刊行し、会員及び関係者に配付した。

5. 災害対策助成について

2019 年度、2020 年度と 2 年分の「非常用防災セット」を 2000 セット購入し、「防災用防災セット」を保管するための防災コンテナを 2 基購入し、設置した。

6. 弔慰

会員のご不幸は大学 11 名。会則に則り弔意を表した。

7. その他

予備費(新型コロナ対策支援経費)より、空気清浄機を 20 台購入し、カフェテリア・3号館ラウンジ等に設置した。

以上


監 査 報 告 書

2021年 4月 29日

相 模 女 子 大 学 後援会
相模女子大学短期大学部
会長 山室 哲也 殿

相 模 女 子 大 学 後援会
相模女子大学短期大学部

監事 吾妻 ゆき 

監事 丸川 真一 

私たちは、2020年度後援会収支決算書を監査の結果、その適正であることを認めます。

2021年度 事業計画 (案)

新型コロナウイルスの感染拡大による社会情勢の大きな変化は、学生たちの学びや生活に大きな影響を及ぼしている。後援会は、大学の教育研究活動、学生の福利厚生、課外活動等を後援し、大学の発展に寄与するという目的に沿って、次の支援事業を行うこととする。

1. 会議等

- ① 常任理事会及び理事会を必要に応じて開催し、重要事項を審議する。
- ② 定期総会を1回開催する。／書面形式での開催。
- ③ 教育懇談会を開催する。／6月12日(土)ハイブリッド形式(オンデマンド講演+対面形式の懇談会等)での開催。
- ④ 相生祭に参加する。／未定(大学方針に基づき対応する)
- ⑤ 就職に関する懇談会を開催する。／10月頃、リモート形式での開催
- ⑥ その他。

※新型コロナウイルス感染防止のため、6月の定期総会を書面形式での開催とし、教育懇談会はハイブリッド形式(オンデマンド講演+対面形式の懇談会等)による開催とする。また、就職懇談会は2020年度と同様にリモート形式で開催する。なお、相生祭は、大学の方針に基づいて対応することとなるが、従来の内容(健康促進コーナー)では、感染対策上、同様の実施が難しいため、新たな内容を後援会の役員会で決定する。

※今後の感染状況により計画変更となる可能性があるため、各行事の実施の可否や開催方法等については、随時、後援会の役員会において決定する。

2. 相模女子大学・相模女子大学短期大学部に対する援助

- ① 教育研究活動の充実を図る。
- ② 学生の福利厚生の充実を図る。
- ③ 学生の課外活動の充実と活性化を図る。
- ④ 学生の課外活動における顕著な活動を顕彰する。
- ⑤ 相生祭等、学生の自主的活動を援助する。
- ⑥ 学生の就職活動を支援する。
- ⑦ 学生の地域連携活動を援助する。
- ⑧ その他

3. 会員への情報発信

刊行物(会員、その他関係者に配付する。)

- ① 会報(年2回 9月・3月)
- ② その他参考資料

後援会ホームページの開設・運用

後援会の新着情報・インフォメーションの発信

後援会から援助した学生活動等の紹介

4. 弔慰

学生の父母または保証人の死亡に対して弔慰金を支給する。

相 模 女 子 大 学
相模女子大学短期大学部 後援会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は相模女子大学、相模女子大学短期大学部後援会という。
- 第2条 本会の事務所を神奈川県相模原市南区文京2-1-1 相模女子大学内におく。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を図ると共に大学の教育研究活動、学生の福利厚生、課外活動等を後援し、もって大学の発展を期することを目的とする。

第2章 事 業

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するための次の事業を行う。
- (1) 大学の教育研究活動の後援
 - (2) 学生の福利厚生に関する援助
 - (3) 学生の課外活動に対する援助
 - (4) 講演会、研究会、教育懇談会等の開催
 - (5) 刊行物の発行、配布
 - (6) その他、本会の目的達成に必要な事項
- 第5条 本会は前条の事業運営のため次の部をおく。
- (1) 総務部／総会・役員会等の招集、会議の記録、企画・調査・渉外等
 - (2) 事業部／福利厚生、課外活動、講演会、研究会、教育懇談会、
会報の作成等
 - (3) 会計部／予算、決算、会費の徴収等

第3章 会 員

- 第6条 本会の会員は次のとおりとする。
- (1) 正 会 員 学生の父母または保証人
 - (2) 賛助会員 卒業生の父母または保証人、本会の役員会の推薦する者。

第4章 役 員

- 第7条 本会に次の役員をおく。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 2名以内
 - (3) 常任理事 3名以内
 - (4) 理 事 8名以上10名以内
 - (5) 監 事 2名

- 第8条 役員の仕事は次のとおりとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 常任理事は会務並びに事業の執行にあたる。また、会長の諮問に応ずる。
 - (4) 理事は本会の事業計画・予算・事業報告・決算その他重要事項を審議する。
 - (5) 監事は事業並びに会計の監査にあたる。

- 第9条 役員は次の方法により選任する。
- (1) 会長及び副会長は総会において正会員の互選により選出する。
 - (2) 常任理事は理事の中から会長が選任する。
 - (3) 理事及び監事は正会員より会長が選任する。

- 第10条 役員の仕事は1年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合はその後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 第11条 本会に顧問をおく。会長が、学長、副学長（3名）、短期大学部長、学芸学部長、人間社会学部長、栄養科学部長を顧問に委嘱する。加えて、会長は、後援会三役経験者および常任理事経験者を顧問に委嘱することができる。
2. 顧問は本会の運営について会長の諮問に応じ、総会および役員会に出席して意見を述べることができる。

第5章 会議

- 第12条 会議は総会、常任理事会、理事会とし、会長がこれを招集する。
2. 前項の会議の議長は会長とする。

- 第13条 会議の議決は出席者の過半数による。可否同数の時は議長がこれを決定する。

- 第14条 定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。
2. 定期総会並びに臨時総会は、理事会の議を経て、書面による総会をもってこれに代えることができる。
 - (1) 事業計画・予算の議決および事業報告・決算の承認
 - (2) 会務の報告
 - (3) 役員を選任
 - (4) 事業の決定
 - (5) その他重要事項
 3. 緊急の際は、理事会をもって総会にかえることができる。ただし、この場合、総会の事後承認を得なければならない。

- 第15条 常任理事会は会長・副会長・常任理事で構成し、総会および理事会で決定された会務を処理する。

- 第16条 理事会は会長・副会長・常任理事・理事・監事で構成し、事業計画・予算・事業

報告・決算、その他重要事項を審議する。

2. 理事会は会長が必要と認めたときに、これを開催する。ただし、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3. 常任理事会の議を経て、書面による理事会をもってこれに代えることができる。

第6章 会 計

第17条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第18条 正会員は、年度毎に会費 10,000 円を納入する。なお、春学期休学し、秋学期に復学した場合は、秋学期の学費とともに納入する。

2. 一旦納入された会費は、いかなる場合も返還しない。

3. 通年で休学した場合、当年度の会費は免除される。

第19条 賛助会員は正会員の会費（年額）を1口として、1口以上を随時納入するものとする。

第20条 本会の事業年度は、定期総会に始まり翌年の定期総会に終わる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

1 この会則の改廃は、総会の議を経なければならない。

2 この会則の施行について必要な細則は別に定める。

3 この会則は1995年4月1日より施行する。

4 1997年7月5日一部改正、1997年4月1日より施行する。

5 2003年6月7日一部改正、2003年4月1日より施行する。

6 2006年9月9日一部改正、2006年4月1日より施行する。

7 2008年6月7日一部改正、2008年4月1日より施行する。

8 2010年6月5日一部改正、2010年4月1日から施行する。

9 2018年6月9日一部改正、2018年4月1日から施行する。

10 2021年6月4日一部改正、2021年4月1日から施行する。